

民生文教常任委員会会議記録

令和5年3月13日開催

令和5年第1回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 桐原直紀
副委員長 飯田安雄
委員 吉川清里
委員 佐野俊光
委員 渡邊和豊
委員 秋山治美

(概要)

議案第7号 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月13日に委員全員と当局から副町長、教育長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月13日に議案第7号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 令和4年度清水町一般会計補正予算（第10回）について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月13日に議案第8号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から繰越明許費及び歳入について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、

全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 令和4年度清水町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月13日に議案第11号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 令和4年度清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月13日に議案第13号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和5年度清水町一般会計予算について

本案は、3月7日に本委員会に付託され、3月13日に議案第14号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、債務負担行為及び歳入についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出についての質疑に入りました。

最初に、委員から、「児童福祉費の放課後児童健全育成事業の委託料の増額理由は。」とただしたところ、「放課後児童支援員等の賃金改善に伴う処遇改善事業によるものです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「高齢者福祉費にオンライン訪問看護事業が計上されていない理由は。また、今後の対応は。」とただしたところ、「骨格予算であること、事業報告書等の集計が済んでいないこと、財源である交付金の確保ができないことなどから当初予算の計上を見送りました。今後、受託業者が提出する実績報告書や参加者のアンケートの検証を踏まえ、実施が必要であると判断した場合は、補正予算の計上を検討します。」との答弁がありました。

次に、委員から、「保育所費に関して、令和5年度当初に待機児童が解消できるのか。」とただしたところ、「国の基準の待機児童は発生しない見込みですが、潜在的待機児童は58人発生する見込みです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「全国的に待機児童問題があるなか、正規職として保育士を

増やすことが重要だと思うが、どう考えるか。」とただしたところ、「今後、保育所及び幼稚園の再編計画を策定していきますが、その計画内容を踏まえ、町の定員適正化計画に必要な職員数が示されるものと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「衛生費のまち歩きアプリ業務の委託料について、アプリに不具合があった場合の経費は委託料に含まれるのか。」とただしたところ、「委託料は、サーバーの管理等の維持管理経費であり、不具合があった場合の経費は含まれていません。」との答弁がありました。

次に、委員から、「小学校費の南小学校北校舎改築工事設計業務のスケジュールは。」とただしたところ、「基本設計を令和5年9月末までを目途に行い、完了後、実施設計に着手する予定です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「南小学校北校舎改築工事の設計について、子供の意見を採用する予定は。」とただしたところ、「基本設計の検討段階で意見を収集し、設計に反映したいと考えているが、詳細は、学校と設計業者と検討しているところです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「小学校費及び中学校費の就学援助について、周知の方法は。」とただしたところ、「年度当初に全ての保護者に、秋の就学时健康診断で新入学児童の保護者に、1、2月の入学説明会で新1年生の保護者に案内チラシを配布しています。また、就学援助の受給世帯には、秋頃に継続認定の案内チラシを配布しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「学校給食費の学校給食調理等業務の委託料の増額理由は。」とただしたところ、「令和4年度の途中に契約を更新した清水小学校と清水中学校の委託契約の通年化に伴う増額と令和5年度に契約更新を迎える南小学校と南中学校の更新契約の増額を見込んでいるためです。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳入歳出全般についての質疑に入りました。

委員から、「清水小学校の南側の土地と町体育館北側の土地の売払い、利活用等の方向性は。」とただしたところ、「教職員や保護者、学校開放利用者等の駐車場として現在利用しており、当分の間、現状のまま利用したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「未利用地の売払いについて検討し、財源確保に向けて取り組んでほしい。」との意見がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「保育所費については、入所を希望する児童がいるにもかかわらず入所できないことは問題であると思う。保育の供給が満たされていないということなので、幼稚園との再編計画という話もあるが、目の前の待機児童の解消について策を持たないと、待機児童が増加してしまう。子供を育てやすい町かどうかで若い世代は住む町を選ぶ傾向があるので、人口減少対策として、

そういうところに力を入れるべきだが、この予算では足りないと思う。教育費については、南小学校の北校舎の改築工事の設計費が計上されているが、議論が尽くされていないのではないか。各関係者、PTA、子供、保護者に対して説明し、議論を尽くした上で当初予算に計上すべきである。本来ならば、意見を聴いてから方向性を決めるのが当然だが、これでは順番が逆である。以上の点を指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

賛成討論として、「町長選挙を控え骨格予算として編成されているため、予算の主体は義務的な経費や行政の継続性を維持するための事業となっている。その中であって、放課後児童健全育成事業や学校給食費負担軽減事業など子育て世帯の負担軽減に係る予算等は引き続き計上されており、町民生活への影響に配慮している姿勢がうかがえる。また、小学校特別支援学級を増設するなど、子供たちにより良い教育環境を整えるため必要な予算である。今後も町民福祉の向上と次世代を担う子供たちの可能性を育む学校教育の推進に資する施策をなお一層積極的に進めていただくことを切望し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和5年度清水町国民健康保険事業特別会計予算について

本案は、3月7日に本委員会に付託され、3月13日に議案第15号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、歳入についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳入歳出全般についての質疑に入りました。

最初に、委員から、「歳入の一般被保険者国民健康保険税の減額理由は。」とただしたところ、「保険税算定において、被保険者数の減少を見込んだためです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「歳出の保険給付費の減額理由は。」とただしたところ、「実績額、伸び率、被保険者の減少等を考慮した結果、減額となりました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「保険給付費について、コロナ禍の受診控えが回復し、見込みよりも増額した場合は、どうするのか。」とただしたところ、「保険給付費は、県から保険給付費等交付金が交付されるので、町の保険給付費に不足が生じた場合は、必要額を補正して対応します。」

との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和5年度清水町介護保険事業特別会計予算について

本案は、3月7日に本委員会に付託され、3月13日に議案第17号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、歳入についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳入歳出全般についての質疑に入りました。

最初に、委員から、「歳入の第1号被保険者保険料の減額理由は。」とたまたところ、「所得階層の推計において、保険料の軽減措置を行っている階層でもある第1段階から第3段階までの方が増加したためです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「地域支援事業を介護予防という観点から手厚くすべきだと思うが、対策を考えているか。」とたまたところ、「高齢者の実態把握訪問や認知症予防の周知、生活支援体制整備事業など介護になりそうな人を見つけ適切なサービスにつなげる事業や周知に関する事業について、重点を置いて取り組みたいと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和5年度清水町後期高齢者医療特別会計予算について

本案は、3月7日に本委員会に付託され、3月13日に議案第18号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和5年3月23日

民生文教常任委員長 桐原直紀